農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

川南町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 現況

本町は、暖地としての特性を活かした作物の選択・技術の高度化により、畜産を中心に稲作や野菜、果樹など多種にわたる農業生産の基盤があり、近年では畑地かんがい施設の整備が進められている。

そのような中、担い手への農地利用集積を進めるため、農業用水路や農道等の保全・補修を軽減することや環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

2 目標

1の現状を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援する取組みを併せて行うよう働きかけ、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能 発揮促進事業に関する事項

	実施を促進する区域	実施を推進する事業
1	川南町	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げ る事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進 事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

- 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項
- 1 農業者団体等への指導・助言

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等を行うものとする。

2 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、 地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであること から、町は関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打合せの開 催が行われるよう、その連携に努めるものとする。